

市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例に関する申請書

北九州市長 宛 令和 年 月 日	① 申請者	氏 名 (名 称)		法人番号															
				特 別 徴 収 指 定 番 号															
		住 所 (所在地)		担 当 者 連 絡 先	電話														

地方税法 第 3 2 1 条の 5 の 2 第 1 項 第 3 2 8 条の 5 第 3 項 の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

② 納期の特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以降の特別徴収税額				④ 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付・納入の遅延の事実がある場合は、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由	
③ 申請日の前 6 ヶ月間の月別の給与の支払いを受ける者の数及び当該給与の金額（外書きは臨時の雇用人にかかるもの）	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
	令和 年 月	(外 人) 人	(外 円) 円			
					⑤ 申請日の前 1 年以内に、納期の特例の承認の取消しを受けたことの有無	☐ 有 ☐ 無
					⑥ 所得税の源泉徴収税額の納期の特例に関する申請書の提出の有無	☐ 有 ☐ 無

下記の欄には記入しないでください。

※市役所処理欄	承認 却下	却下の理由	起 案	令和 年 月 日			
			決 裁	令和 年 月 日			
			承 認	令和 年 月 日			
			伺	担 当 者	係 長	課 長	
		滞納状況	滞納額及び処理状況				

(記入例) 市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例に関する申請書

北九州市長 宛 令和 7 年 10 月 1 日	① 申請者	氏 名 (名 称)	(株) ○○産業	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6
		住 所 (所在地)	〒803-0813 北九州市小倉北区城内1番1号	特 別 徴 収 指 定 番 号	999999
			担 当 者 連 絡 先	徴収 太郎 電話 093-○○○-○○○○	

地方税法 第321条の5の2第1項 第328条の5第3項 の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

② 納期の特例の適用を受けようとする税額	令和 7 年 10 月分以降の特別徴収税額			④ 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付・納入の遅延の事実がある場合は、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由	
③ 申請日の前6ヶ月間の月別の給与の支払いを受ける者の数及び当該給与の金額（外書きは臨時の雇用者にかかるもの）	令和 7 年 9 月	(外 人) 3 人	(外 円) 1,200,000 円		
	令和 7 年 8 月	(外 人) 3 人	(外 円) 1,200,000 円	⑤ 申請日の前1年以内に、納期の特例の承認の取消しを受けたことの有無	☐ 有 ☒ 無
	令和 7 年 7 月	(外 人) 2 人	(外 円) 800,000 円		
	令和 7 年 6 月	(外 人) 2 人	(外 円) 800,000 円	⑥ 所得税の源泉徴収税額の納期の特例に関する申請書の提出の有無	☐ 有 ☒ 無
	令和 7 年 5 月	(外 人) 2 人	(外 円) 800,000 円		
	令和 7 年 4 月	(外 人) 2 人	(外 円) 800,000 円		

下記の欄

※市役所処理欄	承	1 この申請書の「①」欄には、申請者の氏名(名称)及び住所(所在地)、法人番号、特別徴収指定番号、担当者連絡先を記入してください。なお、申請者が個人事業主の場合は、法人番号欄は記載する必要はありません。	日
	却	2 「②」欄には、この特例制度の適用の開始を希望する年・月を記入してください。	日
		3 「③」欄には、申請日の前6ヶ月間の月別の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の額を含みます。)を記入してください。	日
		4 この場合、臨時の雇用者があるときは、その人数と支払金額をそれぞれ外書きしてください。	課
	滞	5 「④」欄には、該当する場合に限りその事由を記入してください。	長

市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例制度について

- 1 市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例制度の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その事務所、事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10人未満である必要があります。
- 2 特別徴収義務者が、この特例制度の適用を受けようとする場合には、北九州市長に別紙の「市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例に関する申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。
- 3 特別徴収義務者が、この特例制度の承認を受けた場合には、給与等の支払いの際、徴収した特別徴収税額を次に掲げるとおり年2回に分けて納入することができます。
 - (1) 給与所得にかかるもの
 - ① 6月から11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
 - ② 12月から翌年5月までに特別徴収した税額 6月10日まで
 - (2) 退職所得にかかるもの
 - ① 6月から11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
 - ② 12月から翌年5月までに特別徴収した税額 6月10日まで
- 4 この特例制度の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与等の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、北九州市長に別紙の「市民税・県民税の特別徴収に係る納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出し、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。
- 5 ご注意

市税の滞納や著しい納付・納入の遅延がある場合には、この特例制度の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けた場合でも、新たに市税を滞納したり、納付・納入の遅延をきたしますと、承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特に注意をお願いします。